

専決処分の承認を求めることについて

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 3 年 6 月 16 日提出

大磯町長 中 崎 久 雄

## 専決処分書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年5月28日

大磯町長 中 崎 久 雄

（理由）

相手方に対する早急な賠償を実施するに当たり、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めため。

### 損害賠償の額を定めることについて

大磯町は、次のとおり損害を賠償する。

- 1 損害賠償額 312,609 円
- 2 賠償の相手方   

- 3 事故の概要 令和3年4月14日（水）午後8時20分頃、夜間にスポーツ開放している国府小学校体育館において、運動クラブの活動が行なわれており、参加する子どもを被害者が迎えに来るため、県道相模原大磯線から国府小学校校地内に自家用車で進入しようとしたところ、出入口の観音開き門を通過する際に、左側の門扉が動き出し当該車両の左側に衝突し、左フェンダー、左ドアミラー、左前ホイールを損壊させた。
- 4 対応の経過 令和3年4月14日 事故発生  
令和3年5月24日 示談締結